

概要版

# 第2期 館林市子ども・子育て支援事業計画

子育てを社会全体で支えあい、  
安心して元気な子どもと親が育つ 里沼のまち



令和2年3月  
館林市



# 1 計画策定にあたって

本市では、平成 27 年度に「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て関連3法」に基づく、「館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

# 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の母子保健法に基づく「健やか親子 21（母子保健計画）」の策定指針、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 10 条から第 14 条における地方公共団体が行う支援について、本市の施策を盛り込んだものです。

また、館林市における最上位計画である「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画」の将来都市像である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を具体的に実現する計画として位置づけるとともに、他の個別計画と整合性を図りながら策定しました。

# 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第1期計画					第2期計画				

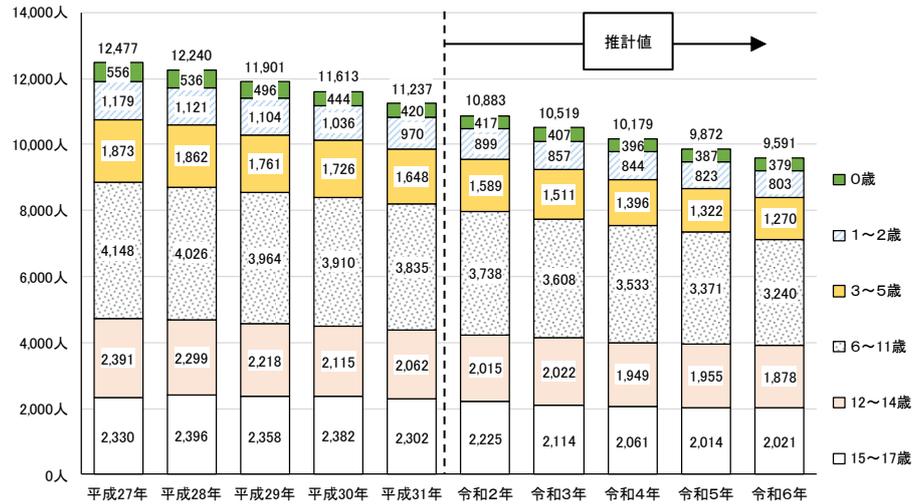


## 4 本市の子どもの状況

本市の総人口は平成31年4月現在75,947人となっており、そのうち、18歳未満の児童数は、平成31年4月現在11,237人で、平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■ 児童数の見込み

また、過去の実績人口の動態から計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和2年の10,883人から令和6年には9,591人となり、1,292人の減少が見込まれます。



資料：令和2年以降は住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計値

## 5 計画の理念

子育てを社会全体で支えあい、  
安心して元気な子どもと親が育つ 里沼のまち



子どもの最善の利益の実現を第一に考える中で、地域社会が子育て家庭に寄り添い、各家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるなどを通じて、すべての保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、すべての子育て家庭の多様な「希望」がかなえられるようなまちづくりを目指します。



## 6 子育て支援施策の展開

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

### 基本目標1 すべての子育て家庭を支える

すべての子育て家庭のために、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 ひとり親家庭に対する支援
- 3 子育てに対する経済的支援



### 基本目標2 人権、いのち、健康を守る

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進します。

また、子どもの人権が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

- 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- 2 児童虐待防止対策の推進
- 3 障がい児やその保護者に対する支援



### 基本目標3 安心して子育てができる生活環境を確保する

子育て家庭に配慮した企業が取組が促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- 2 子どもの安全のための支援

### 基本目標4 子どもと親の未来をつなぐ

貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組みます。

- 1 子どもの教育・学習支援
- 2 保護者と子どもの健康と生活支援
- 3 保護者の就労支援
- 4 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援





## 7 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保方策等を記載することとされています。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

### ■子ども・子育て支援サービスの概要図





## (1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

### ■利用できる主な施設および事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) 新1号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	
		1号認定+新2・3号認定	幼稚園 認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	



国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の教育・保育の利用実績等に基づき、量の見込みを推計しました。

また、確保方策としては、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育園及び認定こども園において、保育利用定員の確保を図ります。

### ■教育・保育施設等の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

区分		令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	473	467	452	426	411	402
	確保方策	950	930	930	930	930	930
2号認定	量の見込み	1,057	1,019	969	895	848	815
	確保方策	1,038	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	548	523	512	518	519	519
	確保方策	572	572	572	572	572	572
3号認定 (0歳)	量の見込み	104	123	121	119	118	116
	確保方策	120	120	120	120	120	120

量の見込み：量の見込みとは、平成31年1月に本市で実施したニーズ調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

確保方策：確保方策とは、量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと。



## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

### ■地域子ども・子育て支援事業

事業名		内容等
①	利用者支援事業	<b>対象：0～5歳、小学1～6年生</b> 子ども及びその保護者または妊婦が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②	地域子育て支援拠点事業	<b>対象：0～2歳</b> 公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業
③	妊産婦健康診査	<b>対象：妊婦</b> 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業
④	乳児家庭全戸訪問事業	<b>対象：出生時など</b> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、母子保健推進員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業
⑤	養育支援訪問事業	<b>対象：0～18歳、保護者、妊婦</b> 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<b>対象：0～18歳、保護者、妊婦</b> 要保護児童対策地域協議会の専門性向上及び連携強化事業
⑥	子育て短期支援事業	<b>対象：0～5歳、小学1～3年生</b> 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	<b>対象：0～5歳、小学1～6年生</b> 児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
⑧	一時預かり事業	<b>対象：3～5歳</b> 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）
		<b>対象：0～5歳</b> 保育園その他の場所での一時預かり
⑨	延長保育事業（時間外保育事業）	<b>対象：0～5歳</b> 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業



### ■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容
⑩	病児保育事業	<b>対象：0～5歳、小学1～3年生</b> 児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<b>対象：小学1～6年生</b> 仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
	放課後子ども教室	<b>対象：小学1～6年生</b> 小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<b>対象：保護者</b> 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<b>対象：事業者</b> 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 8 計画の進捗管理

計画期間中は、こども福祉課が事務局となり、「館林市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。



館林市の子育て情報の詳しい内容は  
WEBをチェック！

館林市 子育て 検索



QRコードに対応したスマホや携帯電話をお使いの方は、  
こちらのQRコードから簡単にアクセスできます。

第2期館林市子ども・子育て支援事業計画 **概要版**

発行年月／令和2年3月

発行・編集／館林市 保健福祉部・教育委員会

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL 0276-72-4111（代表）